

“照会お助け顧問契約”とは？

会社設立時の労働・社会保険の新規適用申請、従業員様の労働・社会保険の新規加入手続き、退社の手続き、各種保険の給付申請手続き等々について、経営者様ご自身で調べることは煩雑を極め、時間もかかり、ご本業に集中するためにも、現実的ではありません。

労働・社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士にお任せください！

“照会お助け顧問契約”は、労災保険・雇用保険・国民年金・厚生年金保険・健康保険等、社労士業務の全てについて、何度でも ☎ やメールで“照会”できる顧問契約です。

(所謂、「手続業務」はおこないません。)

“スピーディーに正確な実務の内容と流れを掴むことを目的としたライトなアウトソーシング”とお考えください。

“照会お助け顧問契約”はワンプライス月額 1 万円(税別)です！

ワンプライス **月額 10,000 円**(消費税別)

※“照会お助け顧問契約”と“スポット契約”の併用は勿論可能です！

給与計算代行、就業規則作成・改定、各種助成金の請求代行など、手続きが必要な業務については、当顧問契約と各種“スポット契約”を併用いただきたく存じます。

また、お客様企業の人件費削減等の為、“一般顧問契約”への移行についても、是非ご検討ください。

事務所ご案内

～ お客様毎の“課題”に寄り添い、共に考え、“安心”をお届けします ～



かなくぼ社労士事務所コア K 洗足オフィス

社会保険労務士 金久保 秀治

(東京都社会保険労務士会 品川支部所属 登録番号 第 13220180 号)

〒142-0064

東京都品川区旗の台 6 丁目 1-9 コア K1F

電話 03-6421-6515

携帯 090-1118-3013

E-mail : shuji-kanakubo1994@outlook.jp

事務所 HP : <https://kanakubo-sr.com>

◇料金体系

■一般顧問契約料金

入社・退社・保険事故発生時の各種手続き、各種保険給付の申請、請求、人事・労務管理、労働社会保険諸法令についての相談、指導等全般を受任する、顧問契約を締結いたします。料金は、お客様の人員数(正規・非正規込)により下表の通りとなっています。※

人員数	月額顧問契約料金(税別)	人員数	月額顧問契約料金(税別)
5人未満	10,000円	20人～29人	40,000円
5人～9人	20,000円	30人～39人	50,000円
10人～19人	30,000円	40人～49人	60,000円

※50名以上の場合、人員数10名増ごとに10,000円(税別)が加算されます。

※下表の業務は、上表顧問契約料金には含まれません。(ただし、顧問契約を前提とする優遇料金です。)

(税別)

業務内容	別途料金(税別)
障害・遺族補償年金等受給手続き	初年度年金受給決定額の10%
障害・遺族厚生・基礎年金等受給手続き	初年度年金受給決定額の10%
就業規則の作成・届出	70,000円
就業規則の改定・届出	20,000円～ (左記を下限として改定内容により協議)
賃金規程、退職金規程等の作成・届出	1規程 45,000円
賃金規程、退職金規程等の改定・届出	1規程 10,000円～ (左記を下限として改定内容により協議)
各種助成金等の申請	受給決定額の10%、着手金なし
社会保険算定基礎届	顧問契約料金の1カ月分
社会保険月額変更届	顧問契約料金の0.5カ月分
労働保険概算・確定申告	顧問契約料金の1カ月分
給与・賞与計算代行	基本料金として5人まで15,000円、以降1人増ごとに、500円加算
会社設立時社会保険新規適用	30,000円
会社設立時労働保険新規適用	30,000円

■ スポット契約料金

顧問契約を締結せず、下表の個々の業務ごとのスポット契約に基づき発生します。

業務内容	スポット契約料金(税別)
労働保険にかかる各種手続き代行業務	1人1件ごとに 15,000円
社会保険にかかる各種手続き代行業務	1人1件ごとに 15,000円
障害・遺族補償年金等受給手続き	初年度年金受給決定額の15%
障害・遺族厚生・基礎年金等受給手続き	初年度年金受給決定額の15%
労働保険にかかる各種相談対応業務	相談内容により個別協議
社会保険にかかる各種相談対応業務	相談内容により個別協議
就業規則の作成・届出	110,000円
就業規則の改定・届出	40,000円～ (左記を下限として改定内容により協議)
賃金規程、退職金規程等の作成・届出	1規程 60,000円
賃金規程、退職金規程等の改定・届出	1規程 20,000円～ (左記を下限として改定内容により協議)
各種助成金等の申請	受給決定額の 15% 、 着手金なし
社会保険算定基礎届	基本料金として5人まで 10,000円 、以降1人増ごとに 1,000円 加算
社会保険月額変更届	基本料金として5人まで 5,000円 、以降1人増ごとに 500円 加算
労働保険概算・確定申告	基本料金として5人まで 10,000円 、以降1人増ごとに 1,000円 加算
給与・賞与計算代行	基本料金として5人まで 25,000円 、以降1人増ごとに、 1,000円 加算
会社設立時社会保険新規適用	50,000円
会社設立時労働保険新規適用	50,000円

■ セミナー・研修講師料金

1時間 25,000円(税別)で承ります。※首都圏4都県交通費無料、その他交通費実費ご請求
(セミナーテーマ・研修内容等については、都度ご相談して決定します。)